

新潟県における 日の丸・君が代、 30人以下学級

八 木 三 男

一、日の丸・君が代法制化以後

十一月下旬の『朝日新聞』の「声」欄の囲み「かたえくぼ」に『規制緩和——国旗を掲げ国歌を歌え』とはすべて自由——文部省」とあった。君が代・日の丸の法制化をはじめ、新ガイドライン戦争法、対北朝鮮危機煽動、下品な防衛政務次官による核保有発言等、世紀末も押しつまって、政官主導の新たなナショナリズムが昂揚期を迎えようとしているように見える。

実際、新潟県でも法制化後十月十九日に、全国の大学に先駆けて新潟大学当局が打ち出した日の丸・君が代問題についての部局長宛「学長通知」には県民のみんが驚かされた。それが学内の通常の手続きを無視し、かつ、内容があまりにも常軌を逸していたからである。それはこれまで学内の最高意思決定機関と位置づけられてきた評議会にはかることなく、学長、副学長（二人）、事務局長の四人だけで決められた。内容も念が入っている。付属の小・中学校、研究機関をふくめ、大学のすべての構内では、「開庁日」の日中は日の丸を掲げ、入学式や卒業式などの行事では日の丸の掲揚と君が代の斉唱をする。さらに、国旗の保全のために管

理者が対応できないと判断したときは、官憲に出勤を要請する。

それにしても、大学が「開庁日」とは聞きなれないが、それは八月十日に出された閣議決定、野中官房長官の発言要旨にある「国の機関については、開庁日および祝日に」庁舎における国旗の掲揚、国が主催する行事等では、国旗の掲揚、国歌の斉唱・演奏に努める、といった内容に精確に準じたものである。

「学長通知」からただちに極小人数の研究所でも毎日国旗を掲揚させる、多数の留学生にどう対応するかなどの問題が具体的にでてくる。このようにして国旗・国歌の強制を通じて「大学の自治」としての「内面の自由」「思想・学問の自由」「表現の自由」等が事実上危機に曝される。文部省が教職員に国歌の斉唱等を強制できるとするのは古びた「特別権力関係論」に拠っている。拒否するならその職を辞めなさい、ということである。この文脈のなかでは、早晚処分問題が浮上するだろう。

新潟県の小中高校ではすでにこの論理や實際が貫徹している。そしていままた新潟大学が加わることになれば、新潟県の教育はすべての段階でこのおぞましい

強制で蔽われることになる。政府は職務命令で教師に儀式などにおける日の丸掲揚や君が代の斉唱を強制し、拒否した生徒にはあとで指導を加えることで子どもにも事実上強制する。親は強制の場にさらされながらも子どもの意思決定をふくめて親権としての自分の、また自由な一市民としての意思決定を迫られる。それが法制化によっていつそう強化されるであろうことは八月九日の総理大臣、文部大臣談話で明らかである。「法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考ええる」

一般に、とくに第二次大戦後の国連が主導する個人の尊厳にかかわる国際的基準に合わせた成熟した市民社会では、市民一人ひとりの自由と平等と人権の発展にその基礎をおいてきた。そして侵すことの出来ない自明のものとして一人ひとりの「内面の自由」がある。このような国際的基準にあった人間性に満ちた教育にこそ総理大臣談話にある「他国の国旗と国歌についても尊重する」心が涵養されるのであって、強制によって考えることをやめた物神崇拜には偏狭にして排他的なナショナリズムが宿るしかない。日本国憲法が第十九条に侵すことのできないものとしてわざわざ、他国

の憲法にはない「良心の自由」をおいたのは、かつての治安維持法その他による「内面の自由」に対する激烈な統制と弾圧を反省したからに他ならない。

二、三〇人以下学級

(一)「三〇人以下学級」の実現は教育改革の出発点

「不登校」「高校中退」「学級崩壊」等むしばまれていく日本の学校教育や子どもの状況をどう改善するかは国民的課題であるが、そのための基礎条件として、いまや三〇人以下学級等の学級規模の大幅な改善は国民的運動になり合意になった。全教や全国私教連等による「三〇〇〇万署名運動」がその基盤を支え、昨年（九八年）の参議院選では、自民党を除くすべての政党がその公約に三〇人以下学級の実現を掲げた。折しも、その年の一月、クリントン大統領は、昨年からスタートした教育最優先政策の一環として、今年から教師一〇万人を新規採用し、小学校低学年から平均一八人学級を実現すると、議会で演説した。

昨年（九八年）九月、中央教育審議会は「今後の地方教育行政の在り方について」を答申し、各自治体裁量で学級編制を認める方針を提起した。しかし、そこで

は都道府県が弾力的な教員配置基準を定めるとしたただけで、国による財政措置の提起はなく、市町村の都道府県への学級編制の許可制を事前協議制、届出制に変更したに過ぎなかった。

しかし、そんな不十分な提起でもそれに敏感に反応した自治体があった。茨城県猿島郡総和町である。中教審答申がでた翌月、町長が定例町議会全員協議会にはかり、県教委とも事前協議のうえ、町立中学校三校の二八人学級編制を実現したのである。三校で一七学級増、教職員増二六人、独自採用の常勤講師の町負担給与費一・三億円。九九年から実施。こうして総和町は、答申後小人数学級実施の最初のケースという名譽を荷なった。

総和町は進んだ例だが、そのあと小人数学級を導入する自治体がぞくぞくと続いている。詳細は本号の吉田武雄さんの論考を参照されたい。とはいっても、現在、国は「一クラス四〇人」の基準で算出した学級数に応じて、都道府県毎に教職員定数を割り出しており、一般に、中教審の提起のように国の財政措置がなければ、各自治体の裁量による小人数学級編制は長期間の年次計画でもなければ実質不可能に近い。また、国は

学級定員が自治体ごとに不均等になることを容認する立場である。

現在文部省の「教職員配置の在り方などに関する調査研究協力者会議」が実際の学習上の効果を中心に三〇人学級を視野に入れた小人数編制について検討を進めており、今年中に提言をまとめる方針だという。

以下は『内外教育』（十一月十六日）の情報の範囲内であるが、討議方向は概略次のようである。

①義務標準法の基準を「一クラス四十人」から「一クラス四十人以下」と改め「教育の質を維持する限度」との位置づけを明確にする。

②三十人学級の全国一律実施は財政上困難であり、教育効果の実証データも乏しい。学級規模が大きくても小さくてもメリット、デメリットがある。

③しかし、学習指導上、小人数が望ましいケースとして、習熟度にばらつきが出やすい算数、数学、理科といった教科や、基礎が求められる小学校低学年、「学級崩壊」がみられる生徒指導が困難な学校等がある。

④小人数編制に伴う教員配置は、各教育課題への加配を上積みする手法を検討する。理科系教科の指導な

どは、習熟度別学習集団を作ること小人数指導が可能で、チームティーチングの導入も適当である。

⑤文部省はこれらの提言をうけて、二〇〇一年度予算概算要求に向けて必要な法改正、教職員定数改善策を検討する。

以上が小人数学級編制に及び腰であることは明らかで、三〇人学級の全国一律実施だけは回避しなければという至上命令が先にあって、それに向けて理屈をこねている感がある。やってもいなくせに「教育効果の実証データが乏しい」というのも腹立たしい。

国民的要求である小人数学級とは、国による財政措置を前提に、「一クラス三〇人」を「教育の質を維持する限度」としたうえで、習熟度別学習集団やチームティーチング（TT）も導入するという意味であり、単位集団の人数が小さければ、それだけ教師の数が多いわけで、一人ひとりの子どもの要求を聞きやすいのは道理である。必要なら集団を大きくすることも自在で、この場合「小は大を兼ねる」のである。学力と学級規模の関係を示す有名な「グラス・スミス曲線」（コロラド大学、一九七八年）は過去五〇年間の資料をもとに、学級の人数が二〇人―二五人以下から学力が急に高く

＜表1＞教育活動と効果的学級規模（小学校教師）

区 分	10人 以下	11～ 15人	16～ 20人	21～ 25人	26～ 30人	31～ 35人	36～ 40人	41人 以上
ドリルによる計算指導	13.6	19.0	30.0	21.7	12.5	2.0	0.5	0.7
文章題の解き方指導	27.9	25.8	27.9	13.4	3.9	0.4	0.1	0.6
漢字の書き取り練習指導	8.3	14.0	29.2	26.3	17.2	3.6	0.8	0.6
技 術 指 導	7.4	13.6	32.6	28.1	15.7	2.0	0.2	0.6
理科での実験指導	6.9	15.5	39.5	25.4	11.1	0.9	0.1	0.6
体験学習指導	4.3	12.8	36.6	28.7	14.7	1.7	0.5	0.7
総合的な学習の指導	3.6	10.1	31.2	31.2	18.8	3.1	1.2	0.8
図 工 指 導	4.1	13.2	34.1	29.9	15.7	2.2	0.3	0.6
音楽指導	1.2	5.0	24.1	33.3	29.0	5.5	1.2	0.8
体育指導	0.6	2.9	21.1	35.3	32.9	5.9	0.8	0.5

＜表2＞望ましい教職員増（小学校教師）

区 分	最 も 望ましい	二番目に 望ましい
複 数 教 師 制	0.4	0.5
専 任 教 員	49.7	16.6
生徒指導専任教員	1.8	3.3
コンピューター関連授業のできる教員	3.9	11.5
事務職員の増員	0.4	0.8
スクールカウンセラー	4.7	8.6
チームティーチング加配	21.7	24.9
総合的な学習を企画・実行できる教員	10.4	19.4
養護教諭の増員	0.7	2.9
司 書 教 諭	1.6	9.1
そ の 他	4.3	1.3
無 回 答	0.4	1.1
合 計	100.0	100.0

なる関係を曲線で描き、そこでは人格面でもよい効果が確かめられている。

第五八回日本教育学会（一九九九年）の「学校・学級の編制に関する研究委員会」（研究代表者・筑波大学副学長桑原敏明）は全国的な学級規模と教育効果についてアンケート調査した結果、「学級規模二五人前後を境に教育効果は大きく変わる。学級定員の標準は二〇人程度とすべきだ」と結論づけた。

表1はどの程度の学級規模が効果的であるかをまとめたアンケート結果（対象は小学校）だが、一定の集団活動を予定する教育内容を含む教科「音楽指導」「体育

指導」では「二一人―三〇人」に集中するが、あとのすべての教育活動は「一六人―二五人」が効果的であると答えている。また、T.T.がほとんどの教科で高い支持をうけた。

結論としては、学習指導を効果的に行うには学級規模の縮小が必要だが、同時にT.T.によるきめ細かな指導も効果的だということである。

ついでだが、教職員を増やすならどのような教職員が望ましいかを聞いた結果（対象は小学校）である表2を掲げておこう。「専科教員」「チームティーチング加配」が圧倒的である。一般に教員の要求が①教材研究②子どもとのふれあい③自主的な研修、にあることは、どの調査でも共通して析出されることである。このような研修したいという健全にして当然な要求を充たすためにも、三〇人以下学級の実現はさけられない。

そうはいっても、これまでのような管理主義や詰め込み教育が改善されなければ、小人数学級のなかでは、目が届くだけ子どもたちがかえっていつその困難や抑圧に遭遇することもあり得るわけで、三〇人以下学級の実現が学校教育改善の新たな出発点に過ぎないことも明らかである。

(二) 県教委は三〇人以下学級に冷淡

新潟県でも三〇人以下学級実現の要求が強いことは、新潟県教職員組合が中心になって要請した三〇人以下学級実現の議会請願を採択した市町村議会数の割合(八八%、二位が大分県八〇%・全国四二%)が他県を圧していることから明らかである。

しかし、新潟県の教育行政はそのような県民要求に応えていない。

ここに県教委が今年の十一月一日に出した「今後の本県高校整備の方向について」がある。これは二〇〇七年までの中卒者すなわち高校進学者の減少に伴う小規模校、専門高校の整理統合計画と高校多様化の方針を示したもので、七月一日に公表したものに對して、関係市町村や教職関係者の意見を聴取して一部文言を書き加えた最終報告である。

この「整備計画」そのものの検討はこの小文の任務ではないが、行論の都合で一部紹介しておく。

①「一クラス四〇人」を前提に、生徒減少に伴い二〇〇七年までに現在の二〇五校から九五校に減らす。②職業高校に関する専門高校を再編して現在より六〇%減らし、普通学科系を増やす。③総合学科、単位制高

校、中高一貫高校の設置等高校多様化を推進する。④二〇〇〇年度の募集学級計画から順次整備する。

この計画案に「普通科に併設する職業学科は家庭科を除き原則廃止する」とあり、吉川町民が吉川高校の全国唯一の醸造科を存続させようと町民決起集会を開くなど、存続が危ぶまれる小規模校を抱える地域に動揺が広がったのは新聞報道で周知のことである。平山知事ですら定例記者会見で次のように批判せざるを得なかった。地域の産業を支えているのは専門高校の卒業生であり「工業高校・農業高校を卒業する人がドン減ることがほんとうにいいことなのかどうかについてはよく考えなければならない」。

十一月一日の「整備計画」には次のような文言が書き加えられた。ただし、計画の内容は前記の吉川高校の醸造科の問題をふくめてなんらの変更がない。「中山間地や豪雪地などに設置された高校もあることから、交通事情の変化などを考慮し、就学機会の保障や適正配置の観点に立って、個別に検討する」。専門高校の整備に当たっては「地域の産業のニーズなども考慮して……有識者や地元の産業界などの意見も聴いて検討する」。

上記は教育行政としては当然の配慮だが、知事発言等ではじめて挿入されたものである。ことほどさように、「整備計画」は机上で数字を操作しただけのきわめて官僚的あるいは官僚的でない冷え冷えとした非人間的・非教育的なものであり、とんでもない計画を示して県民を脅しているのである。

問題はその精神である。「整備計画」は冒頭で「あくまで現行制度のもとで策定したものであり、国の学級編制基準の変更など特段の事情がある場合には変更もあり得る」としている。これは一読もつともなように見える。しかし、前節で紹介したように、文部省ですら30人以下学級に対する国民的要求に圧されて「教職員配置の在り方などに関する調査研究協力者会議」を設置して、30人学級を視野に「真剣に」小人数学級の実現のために討議させ、二〇〇一年には法改正を考えているのである。その同時進行のなかで、この「整備計画」は専ら県財政だけに深甚の配慮をしながら「四〇人学級」で二〇〇七年までの計画を押しまくり、県民を不安に陥れたのである。そこには教育行政として子どもの利益を考えた教育条件改善のための努力の観点が微塵もない。

かりに「整備計画」がいうように、二〇〇七年の段階で四〇人の学級数が二〇%減ったとして、三〇人学級ならむしろ学級数が増える勘定だ。財政的困難から県独自の三〇人学級の実現が難しいといっても、年次計画をたてれば、教員数は現在数で大方足りよう。今春成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」によって自治体裁量の学級編制、教職員定数（都道府県の独自基準、市町村の独自編制）が可能になった。財政的にはともかく法的には県教委のいう「国の学級編制基準の変更など特段の事情」が劇的にリアルタイムで進んでいるのである。四〇人学級で二〇〇七年まで押しまくるまえに、子どもの学力や学校生活の改善のために、小人数学級について、県教委としての程度のことのできそうか県民のまえに明らかにするのが教育行政の責務だと思われる。

県教委の「高校整備計画」の普通科と専門のバランス、他県との比較検討の問題もあり、委細は現職の高校関係者の論考を待ちたい。

（やぎみつお・にいがた県民教育研究所所長）